

○水質汚濁に係る環境基準の類型見直し等に関する根拠法令等

1 環境基本法（抜粋）（平成5年11月19日 平成5年法律第91号）

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

第四十条の二 第十六条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

（1）生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（2）水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第 2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

（1）測定方法は、別表 1 および別表 2 の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

（2）測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目指す。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じて、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川 (湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					基準値（～R3年度）
		水素イオン濃度 （pH）	生物化学的酸素 要求量（BOD）	浮遊物質 （SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌数	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0 以上8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	—	—

備考

1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

2	水 道	1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
	"	2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
	"	3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3	水 産	1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
	"	2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
	"	3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4	工業用水	1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
	"	2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
	"	3級：特殊の浄水操作を行うもの
5	環 境 保 全	国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

4

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立法メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人口湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					基準値 (～R3年度)
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	50MPN/100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	1,000MPN/100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及びC の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	—	—
備考 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 全窒素、全燐（略）

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール等（略）

エ 底層溶存酸素量（略）

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値					基準値（～R3年度）
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)	大腸菌数	大腸菌群数
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	検出されないこと	300CFU/100ml 以下	1,000MPN/100ml 以下
B	水産2級 工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8 以上8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	検出されないこと	—	—
C	環 境 保 全	7.0 以上8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	—
備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mlとアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/l）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD (O 2 mg/l)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/l）の滴定値(ml) (b) : 蒸留水について行った空試験値(ml) f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/l）の力価 3 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- （注）1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産2級の水産生物用
- ” 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 全窒素、全燐（略）

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール等（略）

エ 底層溶存酸素量（略）

付表 測定方法（略）

3 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（抜粋）（平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号環境省水・大気環境局長通知令和 3 年 10 月 7 日改正）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号。以下「地方分権一括法」という。）が平成 12 年 4 月 1 日より施行された。同法の施行により、都道府県及び市町村の事務は自治事務及び法定受託事務の 2 種類の事務として行われることとなる。このうち法定受託事務は、本来国が果たすべき責務に係るものであるため、地方分権一括法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「改正地方自治法」という。）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づき都道府県又は市町村が処理する事務の基準（以下「処理基準」という。）を国が定めることができるとされている。

このため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号。水質保全関係部分に限る。）及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）中の法定受託事務である環境基準の水域類型指定等に関して、下記のとおり処理基準が定められたので、通知する。当該事務を行うに当たっては、下記事項に基づき適切に実施されたい。

なお、これまでに発出された通知は、処理基準として明示的に引用されない限り、改正地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく「技術的な助言」として取り扱うこととしているので、引き続き活用されたい。

記

環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準

第 1 環境基本法関係

水質汚濁に係る環境基準が類型を当てはめる水域を指定すべきものとして定められる場合の水域の指定（以下「類型指定」という。）に関する事務は、環境基本法第 16 条第 2 項に基づき、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）別表に定める水域以外は、都道府県が法定受託事務として行うこととされた。都道府県が事務を行う際には、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「告示」という。）に定めるほか、以下によることとする。

1. 類型指定の必要性の判断

類型指定は、「水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のすべて」を対象に行う必要があるが、湖沼及び海域における全窒素、全リン及び底層溶存酸素量に関する環境基準並びに水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）の類型指定についての判断は以下のとおりとする。

（略）